

広島市市民活動保険制度事務処理要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、広島市市民活動保険制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき実施する広島市市民活動保険制度（以下「本保険制度」という。）の事務処理について、必要な事項を定める。

第2章 事務処置

(市民活動)

第2条 実施要綱第2条第1号に定める市民活動は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 広く公共の利益を目的とした自主的・自発的な活動であること
- (2) 活動が計画的に行われていること
- (3) 無報酬で行っていること（実費弁償程度のものを含む。）
- (4) 日本国内における活動であること
- (5) 政治、宗教や営利を目的とした活動でないこと
- (6) 自助的な活動や懇親を目的とした活動でないこと
- (7) 職場などで行事として行う活動でないこと
- (8) 危険度の高い活動でないこと
- (9) その他市長が定めること

(実費弁償)

第3条 実施要綱第2条第1号に定める「実費弁償程度のもの」とは、次のとおりとする。

- (1) 交通費、昼食代、材料費等実費弁償の内訳が明確に確認できる場合は、金額を問わない。
- (2) 実費弁償的なもので内訳が明確に確認できない場合は、1日3,000円以内とする。

(出資法人等)

第4条 実施要綱第2条第1号に定める「広島市が主に出資した法人若しくはこれに準ずる団体」とは、次のとおりとする。

- (1) 広島市公益的法人等指導調整要綱の適用対象となる公益的法人
- (2) 指定管理者制度により公の施設の管理実施者となった団体
- (3) その他市長が認める団体

(活動者)

第5条 実施要綱第2条第3号に定める「市民活動を実践し、従事等する者」とは、次に掲げる者とする。

- (1) 指導者・スタッフ等
市民活動団体において市民活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者や補助員等その運営に従事する者
- (2) 参加者
市民活動に自主的・自発的に参加し、奉仕性のある活動を直接的に実践する者
- (3) その他市長が認める者

(報告書)

第6条 実施要綱第9条第1項に定める報告書は、事故の発生した日を含め30日以内に市へ提出するものとする。ただし、市長が認めた場合はこの限りではない。

(請求書)

第7条 実施要綱第11条に定める請求における請求書は、賠償事故においては賠償責任が確定した日、また、傷害事故においては支給事由の充足が確定した日を含めて30日以内に市へ提出するものとする。ただし、市長が認めた場合はこの限りではない。

(事務担当等)

第8条 本保険制度の事務担当部署及び事務処理区分については、別紙1に掲げるとおりとする。

第3章 事故判定委員会

(設置)

第9条 実施要綱第10条第2項に定める事務を所掌するため、広島市市民活動保険制度事故判定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第10条 委員会は、実施要綱の定める本保険制度の適用の可否に関し必要な事項を調査審議し、意見を述べるものとする。

(委員)

第11条 委員会の委員は、別紙2に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長)

第12条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、市民局次長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、市民局市民活動推進課長が、その職務を代理する。

(会議)

第13条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。

4 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わることができない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第14条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聞き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第15条 委員会の庶務は、市民局市民活動推進課において処理する。

(委任)

第16条 委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

(その他)

第17条 この要領のほか、本保険制度の事務処理に必要な事項は市民局市民活動推進課において定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年2月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

市民活動保険制度(事務担当部署・事務処理区分)

区 分		市民活動推進課	事務担当課 〔事業主管課・指導調整主管課(公益 的法人等、指定管理者)〕	各区 地域起こし推進課
市民活動保険制度		保険制度整備 保険契約 保険制度の広報 庁内への保険制度説明	関係団体への広報	関係団体への広報
事故判定委員会		委員会運営事務	審査を行う事故に関係がある場合 課長が委員として出席	審査を行う事故に関係がある場合 課長が委員として出席
市主催の事業での事故		事業主管課との協議 事故情報の把握・記録	市民活動推進課への事故報告・協議 保険会社への事故報告・協議 様式の送付 保険適用の可否の審査・決裁・通知 請求書類の受理・押印・送付 (注3)	—
公益的法人等指導調整 要綱に基づく団体が主催 する事業での事故(注1)		指導調整主管課との協議 事故情報の把握・記録	市民活動推進課への事故報告・協議 保険会社への事故報告・協議 様式の送付 保険適用の可否の審査・決裁・通知 請求書類の受理・押印・送付 (注3)	—
上記以外 の市民活 動中の事 故	全市域を対 象とした市 民活動(NP O等)	保険会社への事故の報告 保険会社との連絡協議 様式の送付 保険適用の可否の審査・決裁・通知 請求書類の受理・押印・送付	—	—
	区内を対象 とした市民 活動(注2)	地域起こし推進課との協議 事故情報の把握	—	市民活動推進課への事故報告・協議 保険会社への事故報告・協議 様式の送付 保険適用の可否の審査・決裁・通知 請求書類の受理・押印・送付

(注1)「公益的法人等指導調整要綱に基づく団体が主催する事業での事故」の事務担当課は、別表1のとおりとする。

(注2)「区内を対象とした市民活動」とは、別表2に掲げる団体等の活動とする。

(注3)必要に応じて事務担当課に代わり市民活動推進課が事務処理を行うことができる。

公益的法人等指導調整要綱に基づく団体が主催する事業での事故の取扱担当課

団 体 名	主管課名
公益財団法人広島市文化財団	市民局文化スポーツ部文化振興課
公益財団法人広島市スポーツ協会	市民局文化スポーツ部スポーツ振興課
公益財団法人広島平和文化センター	市民局国際平和推進部平和推進課
社会福祉法人広島市社会福祉協議会	健康福祉局地域共生社会推進課
社会福祉法人広島市社会福祉事業団	健康福祉局障害福祉部障害自立支援課
一般財団法人広島市原爆被爆者協議会	健康福祉局原爆被害対策部調査課
公益財団法人広島原爆被爆者援護事業団	健康福祉局原爆被害対策部調査課
広島市流通センター株式会社	経済観光局経済企画課
公益社団法人広島市シルバー人材センター	経済観光局雇用推進課
公益財団法人広島市産業振興センター	経済観光局産業振興部ものづくり支援課
広島地下街開発株式会社	経済観光局産業振興部商業振興課
公益財団法人広島観光コンベンションビューロー	経済観光局観光政策部
公益財団法人広島市農林水産振興センター	経済観光局農林水産部農政課
一般財団法人広島市都市整備公社	都市整備局都市整備調整課
広島駅南口開発株式会社	都市整備局都市機能調整部
公益財団法人広島市みどり生きもの協会	都市整備局緑化推進部緑政課
広島高速道路公社	道路交通局道路部道路計画課
広島高速交通株式会社	道路交通局公共交通政策部
一般財団法人広島市学校給食会	教育委員会事務局学校教育部健康教育課

区内を対象とした市民活動団体

NO	団 体 名
1	町内会・自治会
2	社会福祉協議会
3	体育団体
4	子ども会
5	青少年健全育成連絡協議会
6	地域女性会
7	老人クラブ
8	保護司会
9	公衆衛生推進協議会
10	民生委員児童委員協議会
11	母子寡婦福祉会
12	小・中学校ＰＴＡ
13	心身障害児者父母の会
14	交通安全運動推進隊
15	防犯組合
16	更生保護女性会
17	身体障害者福祉協会
18	消防団
19	交通安全協会
20	地域活動連絡協議会（旧 母親クラブ）
21	コミュニティ交流協議会
22	スポーツ推進委員
23	子ども会育成指導員
24	青少年指導員
25	人権擁護委員
26	行政相談委員
27	自主防災会
28	遺族会
29	消費者協会
30	明るい選挙推進協議会
31	少年補導協助手員
32	献血推進協議会
33	地域交通安全活動推進委員
34	農事研究会
35	交通少年団

[illegible]

広島市市民活動保険制度事故判定委員会委員

- 1 市民局次長
- 2 企画総務局総務課長
- 3 市民局市民活動推進課長
- 4 健康福祉局健康福祉企画課長
- 5 経済観光局経済企画課長
- 6 道路交通局道路交通企画課長
- 7 下水道局経営企画課長
- 8 中区地域起こし推進課長
- 9 教育委員会総務課長
- 10 その他委員長が指名する関係課の課長